

【改正派遣法に基づくマージン率の公開】

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（労働者派遣法第 23 条第 5 項）。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

対象期間：2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日

派遣労働者の数（2022 年 9 月 30 日付派遣労働者数）	1 人
派遣先の数（2021 年度派遣先事業者数）	2 社
労働者派遣に関する料金額（2021 年度労働者派遣に関する料金の平均額）	18,239 円
派遣労働者の賃金額（2021 年度派遣労働者の賃金の平均額）	13,146 円
マージン率（2021 年度マージン率の平均）	27.9%

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 （協定の有効期間の終期：2023 年 3 月 31 日）	全ての派遣労働者

教育訓練に関する事項

教育訓練に関する事項	コンプライアンス研修
	情報セキュリティ研修